

令和7年度 稲沢市地域自立支援協議会 第2回権利擁護推進部会 議事要旨

【日 時】令和7年9月2日（火）午後2時～午後3時37分

【場 所】稲沢市役所 東庁舎1階 会議室8

【出席者】権利擁護推進部会委員 6名 事務局 7名

【欠席者】なし

あいさつ

1 協議事項

（1）障害者虐待事案の対応検証（事務局から報告）

1）虐待ケースの報告

部会長 No.3は虐待認定したのか。（はい）

部会長 稲沢市内の事業所なのか。

事務局 一宮市の事業所で、利用者は稲沢市で支給決定しているかた。

委員A サービス管理責任者は金銭的に困っていたのか。動機は何か。

事務局 聞き取った限りでは、インターネット上でのギャンブルで多額の借金を作ったことが原因。サービス管理責任者は退職し、弁護士の介入のもと、民事再生を行っているという情報が入っている。

委員A 入居者は搾取されたことに気付かずにいたのか。

事務局 かなり関係性を築いていたようで、今は搾取された側のかたは非常に憤りを感じているが、当時はサービス管理責任者を親友だと言い、親友のためにお金を貸したという考えだった。まわりから、大丈夫かという指摘を受けて気が付いた。

委員A グループホームでは再犯防止策があるのか。

事務局 実はこのケースは、対象者もグループホームも異なるが、令和6年度に報告した経済的虐待の法人と同じ法人である。サービス管理責任者が利用者から金銭搾取し、稲沢市が虐待認定を行い、事業所内の周知徹底と再発防止策を講じるよう指導した。同一法人の別事業所で、同じサービス管理責任者が別の利用者からお金を取ったケースで、グループホームとして再発防止策をより一層強く講じるよう指導はするが、一宮市に事業所があることもあり、一宮市と協力し何ができるか検討している。職員のなかで、この事案を知っている人と知らない人が混在しているため、職員への周知徹底をするよう伝えるつもりである。

委員A 事業所内で虐待防止委員会が義務付けられていると思うが、その機能が果たされていなかったということか。

事務局 活かされていなかったと思う。

委員A こういう問題をおこした事業所が虐待防止委員会でどのような議論をされているのか、一宮市の事業所ではあるがチェックはしているのか。

- 事務局 これから認定をおこない、少なくとも今年度いっぱいはいは継続的に見ていく。定期的な報告のなかで、虐待防止委員会の実施内容を確認していく予定。
- 部会長 「虐待防止へ職員の支援スキル育成を」という福祉新聞の記事を参考資料としてお配りした。施設職員向けの研修だが、実態はご家族のほうが多い。家族への虐待防止の研修はないので、考えたほうがいいのではないかな。
- 委員 B 姉弟とも知的障害で、弟が姉の通帳から結構な額のお金を引き出して使っていたという事例があった。皆で集まり本人はお金を返金すると約束し一旦解決したが、報告する義務はあったのか。家族間のケースは難しく感じる。
- 委員 A 家族で精神疾患をかかえているケースは困難なことも多く、当事者だけに焦点をあてるのではなく、発症リスクの高い子や孫にも注意を向ける視点が必要だ。発症リスクを下げるという発想が必要なのではないかな。

(2) 障害者差別解消支援地域協議会としての取り組み（地域における理解促進等）

（事務局より説明）

1) ブロック研修会報告

2) 今年度の活動について

・ケース報告

- 委員 A No.2 の相談は、対応状況として「教育委員会へ情報伝達」と記載されているが、それで解決するのか。精神障害の学校教育というものが、2,3年前から高校生に対し始まったが、小・中学校にはどうか。身体の障害については当事者が小学校に出向いて実践教育を行っているが、精神障害はない。小学校のときから、精神障害や発達障害などがどのような病気で、どのような生活をしているかをお話する機会が必要だ。No.1 について、差別的な対応をとられ情報開示請求をしているということだが、差別する側が理由をはっきり言わないため、差別はだめだと言えないケースもある。事業所名で、借家を借りようとしても断られたり、愛知県の医療審査会で、強制入院のかたが退院や処方改善の請求をしても認められず、理由を情報開示しない。差別が野放しになっているのではないかなと思う。
- 部会長 教育については確かにそうだ。手話や車いすの福祉実践教室をやっても、精神や知的はなかなかない。
- 委員 A なぜ精神や知的に関してはやらないのか、敷居が高く感じるのか。やれば来てくれると思う。
- 事務局 発達障害は親の会に協力していただきメニューにはあると思うが、精神障害や知的障害は伝えかたが難しいと思う。
- 委員 A 統合失調症などは 100 人 100 様で複雑な病気。突然発症するものではなく、いろいろな症状がじわじわ出る。小さい頃から精神疾患のリスクを見極め、ストレス回

避をしながら、発症しないようにすることが大切だ。前途有望な若い人たちが適切な対応をせず、大変な思いをしながら、自分のできることを制限された人生を送らなければいけないことがないようにしたい。

部会長 社協でも精神障害や知的障害への理解活動に取り組んでみるといいのではないか。

委員 B №2 について、加害者側にも支援が必要ではないか。

委員 A 2, 3 年前、高校の教科書に精神疾患のことが載ったが、40 年間空白だった。40 年ほど前までは精神疾患がある人は病院に入れて外に出してはいけないとか、警察に通報するとか、非常にひどい内容だった。現在、教科書に載っている内容も詳しくはないが、載っていないよりはましだ。

委員 C 警察には、妄想での通報もよくある。よく話を聞き、そこで見極めるようにしているが、正直むずかしい。

・周知啓発等（事務局から説明）

委員 B 今まで、合理的配慮のチラシを医師会で掲示してもらったことはあったのか。（ない）知的障害のある子は歯医者をととても怖がる。地域で歯医者が見つからなかった場合は知っている歯医者を紹介している。その歯医者は歯科大学の障害者部門にいた人で、受付の時点で歯のチェックをしている。それから鎖でできた重めの掛け物（チェーンブランケット）を使って工夫している。衛生上の問題などあるとは思いますが、そういった工夫を医師側も意識してくれるといい。

（3）性に関する取り組み

・講座事業の進捗について（事務局から説明）

委員 D きめ細やかな計画を立ててもらっているなかで、ひとつ気づいたが、児童館・児童センターのなかには放課後児童クラブがあるので、小学1年生から小学6年生を対象にしている先生はたくさんいる。そこへの周知がないのではないか。今後、なにか計画があればそこも入れていただきたい。

2 その他

・障害者虐待防止講演会について

・住宅改修費の補助について

委員 A 稲沢市の身体障害者住宅改修費の給付について、対象は「視覚、下肢、体幹機能障害1～3級のかたなど」となっているが、実際は身体障害者手帳を持っている1～3級に限定されており、知的や精神は入っていない。この給付制度は稲沢市の条例として施行され現在に至っているが、身体だけでなく知的や精神も同等の扱いをしていただきたい。条例を手直しすることは大変であるが、時代の変化に合わせていただきたい。

名古屋市においては、身体だけではなく知的も制度のなかに入っている。精神に関しては5年ほど前からニーズ調査を行い、2年前にこの改修制度になった。愛知県から一定の割合の助成が稲沢市に入っている。愛知県へ問い合わせたところ、分け隔てなく給付があると聞いている。市でも制度を見直すべきだと思う。複数の障害をもっている場合もある。精神はわかりにくい病気で、手すりなどは必要ないと思われがちだが、暴言や暴力、壁を壊すなど、いろいろな改修が必要となる。名称も「障害者住宅改修費の給付」とかえることが望ましい。

部会長 基本的には全障害で考えるべきだ。

委員 A 時代の変化に合わせていくべきだ。

事務局 今後、ニーズなどの調査・検討していく。